

第 9 期 事 業 計 画

公益財団法人四万十公社

(令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日)

【事業概要】

・ケーブル事業

令和元年度は、ケーブル事業 3 度目の指定管理契約も締結し指定管理協定内容に沿って事業運営を行ってきた。

平成 30 年度に 1 年間かけて実施した映像系（受信点設備、4K 対応アンテナ等）設備更新により安定した映像受信が可能となった。

また、ケーブルテレビ関連の次回更新予定は、令和 3 年度に実施予定の通信系（GE-PON 設備）設備更新に向け担当課である四万十町役場企画課と連携を取りながら仕様書を作成する。

放送法、通信事業法及び四万十町ケーブルネットワーク条例等の法令を遵守し、日本ケーブルテレビ連盟から最新の業界動向も取り入れ、また高知県ケーブルテレビ推進協議会とも連携を取りながら、業務内容を精査し効率よく業務遂行できる体制に整え、ケーブル事業の役割を果たして行く。

・会館、公園事業

窪川四万十会館・四万十緑林公園事業は、開館 25 周年の節目の年となります。提案していた自衛隊音楽隊×町内中高生音楽部のジョイントコンサートやクラシックファミリーコンサートを町からの委託事業で開催できることになりました。また、前年度に引き続き自主事業に力を入れ、ホールでのイベントを中心に年間 12 回、開催します。

これらのことを踏まえ、令和 2 年度の公社事業計画については、上記に示したケーブル、会館・公園事業の概要を軸として、安定した運営状況を維持しながら、四万十町の公益法人として事業を展開して行きます。

【 ケーブル事業 】

地上波テレビ放送の難視聴対策に加えて、地域に密着したあらゆる分野における情報提供を行い、地域間の情報格差の是正を行う為、幅広く事業を展開する。

自主放送では地域の身近な情報の番組づくりを行うほか、町民が気軽に参加できる番組づくりを目指す。また、安定した通信の提供など町民のニーズに対応できる事業や施設の維持管理及び機器更新等の提案などの施設運営に努める。

1. 登録有線一般放送の放送番組の提供に関する業務

地上波テレビ放送の難視聴対策に加えて「情報格差是正や地域情報の提供を通じ、地域住民の生活環境の向上及び豊かなコミュニティの形成並びに快適な環境のまちづくりに寄与する」四万十町ケーブルネットワーク施設を十分に理解・尊重した上で、放送法施行規則第134条に規定された、有線一般放送（テレビジョン放送）を遵守し四万十町民の生活を支える重要なインフラとなっていることを十分に認識し、常に善良な管理、施設を保全、サービス内容の拡充と適正な運営に努める。

- ・同時再送信に関する業務
- ・自主放送に関する業務
- ・有料放送に関する業務

1) 自主放送に関する業務

【課題】河川監視カメラ映像の地デジ12chの完全移行を目指す

平成30年度に映像系機器更新に合わせ、地デジ12chを追加した。

チャンネル追加の目的である「河川監視カメラ映像」を12chに割り当て、リモコン操作の向上を図る事。また、町議会・県議会中継等が重なった際の「同時両議会中継放送（マルチ編成）」の運用が平成31年4月より可能となった。

「河川監視カメラ映像」を11-2chから12chへチャンネル移行するには、各加入者が手動でチャンネル再設定（再スキャン）を行う必要がある為、12chへの割り当てがあまり進んでいない状態にある。

令和2年度は、チャンネル再設置（再スキャン）の周知方法を見直し、サポートを実施するなど「河川監視カメラ映像」の12ch完全移行を目指す。

■番組編成

	リモコン番号	チャンネル名	現在の放送状況	河川監視カメラ映像移行後
--	--------	--------	---------	--------------

四万十 CATV11	11	四万十自主① 111	<ul style="list-style-type: none"> ・しまんと放送室 ・四万十うおっちんぐ ・行政番組 ・文字放送 ・議会中継（町議会） ・特別番組等 	<ul style="list-style-type: none"> ・しまんと放送室 ・四万十うおっちんぐ ・行政番組 ・文字放送 ・議会中継（町議会） ・特別番組等
		四万十自主② 112	<ul style="list-style-type: none"> ・河川監視カメラ映像 	※移行の目途がいたら、特別番組等の割り当てを周知
四万十 CATV12	12	四万十自主③ 121	<ul style="list-style-type: none"> ・河川監視カメラ映像 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川監視カメラ映像
		四万十自主④ 122	<ul style="list-style-type: none"> ・議会中継（県議会） ・行政放送（文字放送） 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会中継（県議会） ・行政放送（文字放送）

2) 有料放送に関する業務

【課題】 HD 有料番組 110 度 CS 開始の周知と SD 有料放送終了に向けた取り組み

平成30年度に映像系機器更新に合わせ、BS・110度CSアンテナに更新したことでHD有料番組110度CSのパススルーが可能となった。

令和2年度は、有料番組の代替えサービスとした、パススルー配信提供に向けてスカパーJSAT株式会社と再放送同意の協議を進め、サービスを開始する予定である。

また、現段階では、HD有料番組110度CSの番組を視聴するには、スカパーJSAT株式会社との直接加入契約が必要な為、「加入契約取次サービス」をケーブルテレビ窓口でもできる様 協議を進める。

SD有料放送の終了時期については、HD有料番組110度CS運用のタイミングを見ながら行政と調整する。

2. 町及び公的機関の情報の提供に関する業務

1) 行政放送

町の広報誌や町の取り組みと連動した番組制作について技術的支援を行う。番組制作に際しては、台本作成や番組の進行及び出演は町役場各担当課が行い、企画課が調整のうえ、撮影、編集等を公社が担当する。

2) 議会中継及び再放送

行政の指示に従い 四万十町議会定例会及び臨時会の撮影、音声、字幕表示のオペレート業務、再放送に係る業務等技術的支援を行う。業務遂行にあたっては、四万十

町議会と締結した仕様書に基づき行う。また、決算審査会等、本会議以外の生放送について要請があれば慎重に検討し放送の可否を決定する。

3)文字放送

各団体が入力した掲載記事を確認、承認を行い、情報が的確に放送される公共的よう技術的支援を行う。（公共的団体等）

4)データ放送

111ch・122chで文字放送が放送されない時間帯でも文字放送に出された情報の確認ができるほか緊急情報（L字放送）が町役場等から出された際も「dボタン」を押すことで常に確認できる。

引き続きこの仕組みを視聴者に伝えデータ放送の視聴拡大を図る。また、スマートフォンアプリ（四万十町くらしの情報）にも情報が連携されるため合わせて利用の案内を行う。

3. 緊急情報の提供に関する業務

災害対策に係る町の対策体制配備と連動し、災害放送に対応する体制を整える。また、災害時に力を発揮する、L字放送機器の定期的なメンテナンス（再起動・試験表示等）に取り組み災害に備える。

町が実施する防災訓練への参加や、緊急時の放送訓練を定期的に行う。

【課題】緊急情報の提供に関する業務への取り組み

平成30年の7月豪雨に続き、今年は九州北部豪雨、15号、19号、そして21号の影響という雨による連続的な水害に加えて、南海トラフ地震など様々な災害を想定し、高知県内のメディアと密接に連携を図っていく。また、災害時の対応に向けて職員が一丸となって対応できる体制の構築を目指す。

- ・各地域メディア（NHK放送局及び民放局）との連携
- ・社内体制の見直し：緊急時の対応マニュアル作成等
- ・緊急生放送対応：緊急時の原稿マニュアル作成等
（避難情報→発災時の緊急情報→安否情報→生活情報）

4. 町民が自主的に取り組む映像制作の支援及び表現機会の提供に関する業務

町民が撮影した映像や写真等を気軽に紹介できるような投稿枠を確保する。撮影方法や投稿方法などのレクチャーを行い、技術面のサポートを行う。

（しまんと放送室 木曜日更新版に投稿枠を確保）

- ・レクチャー 年2回実施
- ・スマートフォン等を活用した動画制作方法の周知

5. 番組制作に係る取材、編集及び収録並びに番組映像の保管と公開に関する業務

1) 自主放送番組制作に係る業務

コミュニティ放送の特徴を活かし、「四万十町らしさ」を感じることでできる多様な番組づくりをする。

【課題】高知県ケーブルテレビ推進協議会としての取り組み

令和2年7月31日から7日間、高知県内の各市町村で高校生が芸術・文化活動を発表する大会『第44回全国高等学校総合文化祭』が開催される。

高知県ケーブルテレビ推進協議会は、推進協議会の目的「地域活性化に向けた取り組みとして、健全な普及促進を図り、地域の情報化に寄与すること」とあること、また高知県での開催が47年に1度という貴重なイベントということもあり、県内のケーブル局が一丸となり総合文化祭の開会行事である開会式及びパレードの様子を撮影・放送することとした。

総合文化祭における高知県ケーブルテレビ推進協議会の代表局を四万十ケーブルテレビが担い、県内のケーブル局の取りまとめを行う。

また、四万十町は窪川四万十会館で、軽音楽部による発表が2日間にわたって行われる。こちらの撮影・放送については、四万十ケーブルテレビの事業として行う。

・高知県ケーブルテレビ推進協議会会員局（県内10局、参加局6局の予定）

・撮影日程

7月31日（金）：総合開会式（かるぽーと）・パレード（ひろめ市場）

8月1・2日（土・日）：軽音楽（窪川四万十会館）

●こうち総文祭とは

高等学校教育の一環として高等学校生徒に各種の芸術・文化活動を全国的な規模で発表する場を提供することにより、芸術・文化活動への参加の意欲を喚起し、創造的な人間育成を図るとともに、文化活動をとおして全国的、国際的規模での生徒相互の交流、親善を図る。また、この大会を beyond2020（内閣官房オリパラ事務局所管文化プログラム）と位置づけ、大会参加者の文化の力で、日本文化を生かした次世代に誇れるレガシーの創出に取り組む。

(1)しまんと放送室

- ・地域の身近な話題を紹介する
- ・週2回更新（月曜日・木曜日更新30分番組）
- ・年8回以上更新日に生放送を行う
- ・町内の保育所と小中学校及び高校の話題を各箇所年間1回以上放送する
- ・年2回帰省者向けの総集編を制作（お盆時期・年末年始）

- ・ 交流人口の多い近隣ケーブルテレビ局の話題を放送（ニュース素材交換）
- ・ 町民が撮影した映像や写真等の紹介
- ・ 伝言板のコーナーの確保
（地域イベントの紹介等、町内でこれからある出来事を広く周知するコーナー）
- ・ 次回の番組案内（予告）
- ・ ケーブルテレビからのお知らせ
- ・ 番組内に広告放送枠の確保

(2) 四万十うおっちんぐ

- ・ インタビュー構成を多くし、「町民が主役」をテーマに制作する。
- ・ 週1回更新（月曜日更新 15分番組）
- ・ テーマに沿ったコーナーを確立する
- ① 町の風景紹介（四万十町の風景や四万十町の農作物の紹介など）
- ② 歴史紹介（各地域や建造物、旧道等にスポットを当てて歴史の紹介など）
- ③ 団体紹介（スポーツ・文化活動を行う団体やサークルを紹介など）
- ④ 総集編（過去の番組を定期的に取り上げて紹介など）
- ⑤ 人物紹介（町内で活躍する人々にスポットをあてて紹介など）
- ①～⑤の項目に関して重点的に取材、番組制作を行うこととするが、適宜、視聴者のニーズに応えられるよう新しいテーマの思索を継続して行う。

(3) ドローンーの活用

- ・ 改正航空法に基づいた運用を行う
- ・ 定期的に機器の動作点検を行う
- ・ 四万十町の景色を4Kで記録する
- ・ 他ケーブル局とのドローン情報交換を行う
- ・ ドローンを活用した取り組みを行う
町・消防等との連携及び四万十町ドローン推進協議会活動への参加
（農業 IOT 関連・町内の高等学校への技術活動）

(4) 特別番組等（長尺・生放送・他局番組含む）

- ・ イベント生中継 年間4本以上
（総合文化祭開会行事中継・台地まつり鳴子中継・夏まつり中継・初日の出中継・桜マラソン中継）
- ・ 特別番組（小中音楽祭・保育所、学校等の運動会・秋祭り・講演等の行事）

(5) 県内ケーブルテレビ局及び専門チャンネルからの番組提供

高地県内のケーブルテレビ局が制作する番組及び通信販売の専門チャンネルなど、以下の局から番組の提供を受け放送する。

また、町内の視聴者にとって有益な情報があるコンテンツ（番組）については適宜調整して放送する。（民放制作番組等）

- ・高知ケーブルテレビ
- ・西南地域ネットワーク
- ・香南ケーブルテレビ
- ・よさこいケーブルネット
- ・テレビショッピングチャンネル（ショップチャンネル・QVC）

2) 番組映像の保管と公開に関する業務

放送終了後に、放送年月日、放送内容等をテキスト化し、映像とともにアーカイブ化する。一部の映像（しまんと放送室及び四万十うおっちんぐ）は、放送終了後に『みのがしうおっちんぐ』として一年間のネット配信を実施する。

6. テレビ及びラジオ放送の再送信に関する業務

放送法の有線一般設備安全・信頼性に関する技術基準に適合し安定的なテレビジョン放送の同時再放送業務を実施する。

- ・FM放送局の放送（FM文字多重を含む）の同時再送信
- ・地上デジタルテレビジョン放送の同時再放送　　パススルー方式（OFDM方式、同一周波数）
- ・衛星デジタルテレビジョン放送の同時再放送　　BS-I Fパススルー方式
- ・デジタル有線テレビジョン放送の同時再放送　　トランスモジュレーション方式

また、放送の再放送に関する業務は放送法第11条等にもとづき下記の内容の申請・変更の手続き業務を行う。

- ・地上基幹放送事業者（民放・ラジオ）
- ・衛星基幹放送事業者（BS放送及び東経110度CS放送）
- ・一般放送事業者（東経124/128度CS放送・番組供給事業者）

その他の報告業務

- ・総務省四国総合通信局に放送法に基づく報告業務
- ・各事業者間の再放送同意に基づく報告業務
- ・日本ケーブルテレビ連盟への報告業務
- ・各著作権団体への報告業務
- ・番組供給事業者の報告業務

7. インターネットサービス等の通信に関する業務

近年は、スマートフォン、タブレットといった通信機器の普及など多様化により通信環境は大幅に変化しており、それと比例して加入者毎のトラフィック量も著しく増量している。今後更なるトラフィック量の増加が見込まれるため、トラフィック量を確保し、

加入者へ安定したサービスが行き届くよう、保守業者と連携し定期的な確認、調査及び対策を引き続き行っていく。

インターネットの加入者に対しては、Wi-Fi 設定などのサポートの他、インターネットの正しい利用方法の周知など、今以上に満足していただけるサービスを行う。

1) インターネットサポートの充実

- ・無線 LAN ルータ設置設定サービス
- ・スマートフォン、タブレット、PC、TV、ゲームの Wi-Fi 設定
- ・PC の初期化設定等

2) インターネットを活用した取り組み

- ・Free Wi-Fi の提供
- ・生中継のライブ配信
- ・視聴者からの映像投稿サポート
- ・自主放送番組（しまんと放送室・四万十うおっちゃんぐ）の無料配信実施

3) インターネットの正しい利用方法の周知

- ・保護者が意識していない小中高生の SNS やインターネット利用時の注意点、危険性
- ・保護者の端末を子供が利用した場合の危険性（クレジット決済等）
- ・PC に表示される「偽警告」等の詐欺の手口と回避方法

8. 広告放送に関する業務

自主放送（しまんと放送室）に広告放送枠を確保し、企業等より申請があった場合は放送の対応を行う。ホームページ等にも掲載し、広告放送枠がある事を広く周知をする。

9. 情報施設の利用の承認、休止、停止等に関する業務

放送通信サービスの加入申し込み、利用休止及び再開、利用停止及び脱退について、約款にもとづいた手続きを行う。

また、加入者からの様々な受付内容（電話や来局による問い合わせや内容の変更、障害やクレームなど受付全般）の対応及び記録を問合せ管理システムで管理する。

10. 情報施設の加入に係る加入金及び利用に係る使用料等の徴収に関する業務

1) 加入金・利用料徴収及び未納者対応

約款にもとづいて加入金徴収の手続きを行い、料金未納者に対しては、以下のとおり対応する。

- ・2 カ月分の料金未納者に対して、当月まで3 カ月分の料金振替案内を通知する

- ・ 3 カ月分の料金振替ができなかった利用者に対し、3 カ月分の料金の現金による納入期限を電話で案内し、期限までに納入されなかった場合は停波する旨を伝える。
- ・ 3 カ月分の料金未納が確定した加入者に対し、放送通信を停波する。

2) 契約内容の確認通知

契約内容等の変更申請があった加入者へ、書面（契約内容の詳細）交付を行う。
（平成 28 年 5 月電気通信事業法施行）

1 1. 情報施設の維持及び管理に関する業務

1) 放送通信設備の維持及び管理

情報施設等の機器更新について、更新時期及び導入機器等の設備の仕様について定期的に担当課と協議を行う。

機器更新等の改修がある場合は、更新計画表に反映する。

また、情報施設の清掃や備品の管理及び保守点検業務に基づいた設備、システム等の定期点検を行う。

【課題】 GE-PON 系機器更新に向けての取り組み

インターネット通信系設備 GE-PON システムは 10 年以上経過していることから、令和 3 年度中に再構築を実施予定。現状の運用に対しての課題や、インターネット環境の急速な利用方法の変化を踏まえ、より低コストで将来性や安定性、運用の効率性を行政と協議し、再構築業務の調達に必要な仕様書（実施設計）を策定する。

2) 伝送路設備の維持及び管理

伝送路監視システムによる常時監視を行い、伝送路の調査を定期的に行う。

障害等の発生時には職員が状況確認の後、工事業者へ作業依頼し復旧までの作業を行う。また、障害等につながる可能性がある伝送路設備の破損や支障木を発見した際には速やかに修繕、伐採するなどの措置を行う。

なお、大規模補修等が見込まれる場合については、町と協議のうえ対応する。

電力及び NTT 柱、自営柱の移転等により工事が発生し経路が変わる場合や、新たに伝送路が設置された場合は、伝送路監視地図の修正を行う。電力及び NTT 柱の共架料及び添架料、自営柱敷地料の支払いを行う。

【課題】 伝送路設備の精査・整理を行う

平成 20 年度に行われたケーブルテレビ整備時の各種占用許可について、占用期間が終了し、許可申請の更新申請手続きを平成 31 年度から実施している。

整備当初の申請データと指定管理業務開始時から実施している伝送路監視地図のデータ、電柱の共架及び添架本数に不整合が生じていることや、技術基準適合の必要な支線が取られていない適合外の電柱もあることから、伝送路設備の敷設状況、

技術基準適合性の確保、土地等の使用に関する占用許可の精査・整理を行い、必要に応じて業者に工事発注する。

3) 障害発生時の対応

放送及び通信に障害が発生した際には、速やかに必要な措置を講じ、町を含む関係者に障害の発生を通報する。台風等の災害発生時には町の対策体制配備と連動し、障害に対応する人員体制を整える。

1 2. 事業の広報、宣伝及び利用促進に関する業務

ケーブルテレビの放送・通信サービスを宣伝、提案するとともに、利用者への支援サービスを行う。

自主放送番組及びホームページを通して広報宣伝を行うほか、自主放送（四万十放送室及び四万十うおっちゃんぐ）については放送終了後に一年間のネット配信を実施し、四万十町の様子やケーブルテレビの活動の様子を配信する。

【課題】 イベント実施及び出店に向けての取り組み

平成31年度はケーブル開局10周年イベントを開催し、たくさんの町民に会場していただき楽しんでもらった。

令和2年度も、加入者はもちろんの事、地域の方々に個性豊かな魅力ある地域づくりを目指した四万十ケーブルテレビの活動を知ってもらう為、イベント実施や出店などを行う。

・イメージ：施設公開・体験コーナー（ドローン・アナウンス体験等）等

1 3. 放送番組審議機関に関する業務

放送番組審議会を開催に際して、放送実績等の資料を作成する。

【 会館・公園事業 】

四万十町の芸術文化推進の拠点のひとつとして「聴く・観る・知る・参加する・創造する・育てる」の視点から幅広い事業を展開する。開館25年を記念したホールでの自主事業に重点を置き職員自らが企画運営をしていきたい。

様々な文化と触れ合う機会を広く提供する事で町民が気軽に利用できる施設運営に努めます。また、安全に施設を利用できるよう保守管理や定期的な巡視を徹底するとともに、機器更新や改修工事を行政に提案していく。

利用目標

- ホール利用回数：年間60回
- 多目的室利用回数：年間250回
- 年間の利用者数：18,000人
- 自主事業実施回数：12回（うちロビー・公園2回）
- ゴーカート利用：年間5,000回

令和元年度利用目標

- ホール利用回数：年間60回
- 多目的室利用回数：年間250回
- 年間の利用者数：18,000人
- 自主事業実施回数：12回（6回）

窪川四万十会館の実施計画

- ・安全に施設を利用できるよう保守管理等を徹底し、清潔で快適な空間を提供する。
- ・NHKの公開番組収録やよんでん文化財団などのイベント誘致を積極的に行う。
- ・他団体との共催、協力等により低料金で町民に文化芸術の鑑賞機会を提供する。
- ・ケーブル事業との協力により催しの宣伝告知、イベント映像の発信を行う。
- ・舞台操作技術ボランティアの増員及び養成に努める。

■自主事業の実施

年間12回の自主事業をおこなう。

ホール、ホワイエ、公園野外ステージを利用した催しを行う。

四万十緑林公園の実施計画

・開園より25年経ち、老朽化の為すべての木製遊具の撤去が決定している。新しい遊具の早急な設置を行政に求めていく。その他の設備などの修繕箇所を早期発見、事件事故の防止の為に巡視を行い来園者が安心して過ごせる環境づくりをおこないたい。

■設備等の改修工事

施設や機器等の更新、改修の実施を行政に提案する。その他の設備等の改修箇所は、その都度協議を行い早急な対応を実施したい。